

応募要領

令和7年度東海農政局緊急応急工事の契約候補者への登録を希望する者の応募について、次のように定める。

第1 目的

本公募は、国営土地改良事業により造成された農業用施設（以下「国営造成施設」という。）に対して大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するための緊急応急工事を行う契約候補者をあらかじめ選定しておくことにより、災害発生時に契約を迅速に締結するための体制整備を図るものである。

第2 工事内容等

1 工事名 令和7年度東海農政局緊急応急工事

2 工事内容

国営造成施設に対して地震や大雨等により大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、緊急的な応急工事を実施する。

(1) 緊急応急工事

想定される応急工事は次のとおり。

- ①用・排水路：仮締切り、仮排水路、押え盛土、土砂排除
- ②ため池、ダム等の貯水施設：仮締切り、仮排水路、ポンプ排水、押え盛土
- ③頭首工：仮締切り、堰柱の補強
- ④その他緊急を要する応急対策

第3 応募資格

次に掲げる1から7の全ての条件を満たしていること。

1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3 東海農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、令和7年1月15日までに申請を行い受理されている者であること。ただし、契約候補者への登録は、令和7年4月1日時点で東海農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木一式工事」（A等級からD等級）の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記3の再確認を受けた者を除く。

5 次に掲げる(1)及び(2)に適合する者とする。

- (1) 緊急応急工事（第2の2の(1)）に関する同種工事の実績を有し、かつ工事目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
- (2) 東海農政局管内に本店、支店又は営業所を有し、次表に示す地域で緊急的な応急工事の対応が可能であり、契約締結後、直ちに現地に入り作業が可能なこと。なお、対応可能な範囲内で複数の地域を選定できる。

表 「緊急応急工事対応可能地域」

県 名	地 域	市 町 村
岐阜県	岐阜・西濃地域	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	中・東濃・飛騨地域	高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村
愛知県	尾張地域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三河地域	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	三重北部地域	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	三重南部地域	伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

6 参加表明書及び技術資料の提出期限の日から契約候補者（名簿）の決定までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年9月1日付け15海総第456号(理)）に基づく指名停止を受けていないこと。

7 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

第4 書類の作成・提出

契約候補者への登録を希望する者は、以下の資料を作成・提出すること。

- (1) 参加表明書（別記様式1）
- (2) 技術資料（別記様式2）
- (3) 提出場所

第7の「応募・照会等窓口」に郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。

- (4) 提出期限

令和7年3月6日（木）17時00分まで

- (5) 提出に当たっての留意事項

- ① 参加表明書等は「(4)提出期限」内に到着したものを有効とする。
- ② 電子メールで提出の場合は、受領確認のメールを送信するので確認されたい。

- ③ 提出された書類は原則として、変更又は取消しを行うことはできない。
- ④ 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 書類の作成及び提出に係る経費の支払は行わない。
- ⑥ 提出された書類は、返却しない。

第5 契約候補者の選定

- (1) 提出された技術資料の内容について、「令和7年度 東海農政局緊急応急工事の契約候補者の選定要領」（別紙1）に基づき審査を行い、地域別に契約候補者を決定する。
なお、契約候補者の有効期限は、令和8年3月末までとする。
- (2) 契約候補者が決定したときは、参加表明書及び技術資料を提出した者全員に通知する。
（別記様式3）

第6 その他

- 1. 緊急応急工事の契約に当たっては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合ごとに、本公募により契約候補者として選定された者の中から、会計法第29条の3第4項を適用して随意契約をする。
なお、見積依頼時に指名停止を受けている者とは契約を行わない。また、見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 2. 令和7年度東海農政局緊急応急工事の契約候補者については、対応可能地域内の施設管理者等に周知する。

第7 応募・照会等窓口

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局 農村振興部 防災課 課長補佐、災害対策室長及び
災害係長

T E L 052-223-4640

M a i l tokaibousaika@maff.go.jp

(別紙1)

令和7年度東海農政局緊急応急工事の契約候補者の選定要領

令和7年度東海農政局緊急応急工事に係る契約候補者への登録を希望する者の選定は次により行う。

なお、契約候補者の選定は、対応可能地域ごとに実施するものとする。

1. 技術資料の評価方法

「令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格」の認定の有無及び事務所の所在地を確認するとともに、以下の採点基準に基づき採点を行う。

評価項目	評価事項	点数	配点 (最大)
1 企業の経験 及び能力	平成26年度から令和5年度（過去10年間）の 同種工事の実績 ① 同種工事1件当たり5点（最大15点）	最大15点 ① 5/件	15
2 実施体制	担当者数及び経験能力 担当者及び担当者の平成26年度から令和5年度（過去10年間）の同種工事の実績 ① 担当者数は1人当たり1.0点（最大8点） ② 同種工事は1件当たり1.0点（最大8点）	最大16点 ① 1.0/人 ② 1.0/件	34
	掘削機械所有台数（自社持ち又は長期リース） ① バックホウ山積0.45m ³ 以上3台以上 ② バックホウ山積0.45m ³ 以上2台 ③ バックホウ山積0.45m ³ 以上1台 ④ バックホウ山積0.45m ³ 以上をリース会社と優先的に使用する令和7年度の災害協定を締結又は締結を予定しているもの。	最大10点 ① 10 ② 5 ③ 1 ④ 1	
	災害用資材の備蓄 ① 大型土のう袋（容量約1m ³ ）（50枚以上） ② 土のう袋（200枚以上） ③ 土木シート等（5.0m×5.0m以上5枚以上）	最大8点 ① 4 ② 2 ③ 2	
3 地域 貢献活動	令和3年度から令和5年度（過去3年間）の実績 ① あり	5	5
合 計			54

(注) (1) 企業の経験及び能力は、最大3件までの工事实績を評価する。

(2) 実施体制の担当者数及び経験能力は、対応可能な担当者数及びその担当者の同種工事の実績を8人／8件まで評価する。

(3) 評価事項で、企業の経験及び能力、実施体制の担当者数及び経験能力、掘削機械所有台数のいずれかが0点の場合は、緊急対応に支障が生ずることから契約候補者の対象としない。

(4) 掘削機械及び災害用資材については、数量、仕様等が確認できる写真を添付すること。
令和7年度契約の掘削機械の長期リース又は東海管内のリース会社と災害時に優先的に重機を使用する協定を締結している場合は、契約書又は協定書の写しを添付すること。

ただし、技術資料提出時に契約等が完了していない場合は、その予定（リース会社名、機種、規格等）を記載することとし、締結予定の契約書又は協定書を添付すること。なお、緊急応急工事の契約時には、契約書又は協定書を確認する。

(5) 地域貢献活動等の評価に関する留意事項は、次の2による。また、活動実績を証明する書類、写真等を添付すること。

(6) 提出資料はA4サイズにて提出すること。（縮小可）

2. 評価基準に関する留意事項

(1) 企業の地域貢献活動に関して、対象となる活動については、以下による。

1) 対象とする地域貢献活動

東海農政局管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保安全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対し企業としての継続的な支援実績

対象とする具体的活動内容は、評価基準に示している下記の活動で企業が開催、共催又は協賛等により参画したものとする。

① 農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地・農業用水等の資源の適切な保安全管理に寄与する活動。

② 造成施設の保安全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シートの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保安全管理に寄与する活動。

③ 農村環境保全活動

ア 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行うなど、農村環境の保全に寄与する活動。

イ 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

④ 住民参加型直営施工活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などをする場合に、施工方法や事故防止等について技術指導をしたり、必要に応じ資機材の提供を行ったりするなど、直営施工を支援する活動。

⑤ 耕作放棄地解消活動

市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置付けられた耕作放棄地を解消するための活動に企業が社員を参加させる、又は資機材の提供を行う活動。

⑥ 農村地域防災活動

ア 溢水のおそれのある水路の天端に土のうを積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置したりする等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。

イ 企業の社員が、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導、地方公共団体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。

ウ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。

⑦ その他農村地域の振興に寄与する活動

上記①から⑥の活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、地方公共団体やNPO等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる活動。

2) 企業活動の認定方法

① 企業の貢献内容の証明

企業の貢献内容の認定するためには、地域貢献活動に対し企業としての具体的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類・写真等の提出を求めることとする。

なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証明等により確認することとする。

② 認定に当たっての留意事項

地域貢献活動の実績は、より地域に密着した地域貢献活動を推進するため、過去3年間における継続的な活動実績を対象とする。

ア 過去3年間における継続的な活動実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2ヶ年以上にわたり継続的に実施していることとし、活動地域及び内容が異なる場合であっても認めるものとする。

イ 国営事業（務）所の工事受注者等で構成される「安全対策協議会(仮称)」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。

ウ 企業が社員を参加させた活動実績を評価の対象とし、個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

エ 上記1)の①～⑦は無償のものを評価の対象とする。

(別記様式1)

参 加 表 明 書

件名 令和7年度東海農政局緊急応急工事

標記工事の契約候補者への登録に参加したいので、技術資料を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和7年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

企業名

代表者名

(別記様式2)

技 術 資 料

1 認定を受けている事業

別紙「資格認定通知書」の写しのとおり。

2 事務所等の所在地及び工事対応可能地域

東海農政局管内における本店、支店、又は営業所の所在地及び工事対応可能地域は、次のとおり。

(1)所在地 ○○県○○市○○町○○番地

(2)工事対応可能地域 ○○県、○○地域（又は東海農政局管内全域）

○○県、○○地域

○○県、○○地域

○○県、○○地域

3 企業の経験及び能力（同種工事の実績）

工事分類					
工 事 名					
契約金額					
履行期限		自	年	月	日
		至	年	月	日
発注者	住 所				
	電 話				
	機関名				
工事概要					
工事の特徴					

(注)1 同種工事の実績は、①用水路については、仮締切り、仮排水路、押え盛土、土砂排除、②ため池、ダム等の貯水施設については、仮締切り、仮排水路、ポンプ排水、押え盛土、土砂排除の実施、③頭首工については、仮締切り、堰柱の補強を行う施工実績をいう。
なお、同種工事の内容が分かるものの契約書等の写しを添付すること。

2 実績は、平成26年度から令和5年度（過去10年間）のものとする。

3 実績が複数ある場合は、最大3件まで記載する。

4 実施体制

(1) 対応可能な担当者数及び経験能力（同種工事の実績）

番号	予定者名	所属・役職	資格・部門	平成 26 年度から令和 5 年度（過去 10 年間）の同種工事の実績
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(注) 1 担当者数及び経験能力は、対応可能な担当者を最大 8 人まで記載するとともに、その担当者に同種工事の実績があれば 1 件記載する。

2 同種工事の実績は、①用水路については、仮締切り、仮排水路、押え盛土、土砂排除、②ため池、ダム等の貯水施設については、仮締切り、仮排水路、ポンプ排水、押え盛土、土砂排除の実施、③頭首工については、仮締切り、堰柱の補強を行う平成 26 年度～令和 5 年度（過去 10 年間）の施工実績をいう。

なお、担当者として携わったことが分かる資料の写しを添付すること。

(2) 掘削機械所有台数及び災害用資材の備蓄

評価事項	
掘削機械	自社所有・長期リース台数
バックホー山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³) 以上	台
山積 0.45m ³ 以上のバックホーをリース会社と優先的に使用する令和 7 年度の災害協定を締結又は締結を予定している。	有り・無し
災害用資材の備蓄	(概略の数量でも良い)
大型土のう袋 (容量約 1m ³)	枚
土のう袋	枚
土木シート等 (5.0m×5.0m 以上)	枚

(注) 1 掘削機械及び災害用資材については、数量、仕様等の確認できる写真を添付すること。

令和 7 年度契約の掘削機械の長期リース又は東海管内のリース会社と災害時に優先的に重機を使用する協定を締結している場合は、契約書、又は協定書の写しを添付すること。

ただし、技術資料提出時に契約等が完了していない場合は、その予定（リース会社名、機種、規格等）を記載することとし、締結予定の契約書又は協定書を添付すること。なお、緊急応急工事の契約時には、契約書又は協定書を確認する。

5 地域貢献活動

証明書の添付（A4 サイズで提出）。

6 連絡先（緊急連絡に使用予定）

担当部署名・担当者名・電話番号(固定及び携帯)・E-mail アドレス

7 令和7年度リース会社との災害協定の予定表（必要に応じ添付）

4の実施体制の(2)掘削機械所有台数及び災害用資材の備蓄で、掘削機械を東海管内のリース会社と災害時に優先的に重機を使用する協定の締結を予定している場合は、下表に記載のこと。

リース会社	①会社名 ②住所及び電話番号 ③担当者名 ④締結予定時期及び期間 ⑤機種・規格・台数
-------	--

(別記様式3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(企業名)
(代表者名) 殿

支出負担行為担当官
東海農政局長

選 定 結 果 通 知 書

(選定された場合)

貴社から提出された令和7年度東海農政局緊急応急工事の参加表明書を審査した結果、契約候補者として選定したので通知します。

なお、緊急応急工事の契約は、災害、又は突発事故ごとに契約候補者として選定された者の中から改めて見積書を徴集し契約するものであり、本通知をもって契約を約束するものではありません。

また、本結果は、対応可能地域内の施設管理者等に周知します。

○工事対応可能地域 〇〇県〇〇地域

(選定されなかった場合)

貴社から提出された令和7年度東海農政局緊急応急工事の参加表明書を審査した結果、下記の理由により契約候補者として選定しないこととなったので通知します。

なお、下記の理由に疑義があり説明を求める場合は、令和7年3月28日までに下記の問い合わせ先まで、書面（自由様式）にて郵送、又はMailにより連絡してください。

記

○